

海外旅行傷害保険の補償について

本書面は、特に重要な保険金支払いにかかわる事項をご説明したのになります。保険金請求に関わるすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、保険約款をあわせてご確認ください。

なお、保険金のお支払いは、お手元の保険証券(保険契約証)に記載された補償項目が適用されます。

本書面の内容は補償開始日が 2025 年 10 月 1 日以降の約款の内容に準じております。

1. お支払いする主な保険金

以下に掲げる事由によって生じたケガ、損害、病気に対して保険金をお支払いします。詳しくは保険約款の「保険金を支払う場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡保険金	旅行行程中にケガを被り、その直接の結果として、ケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ※傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
傷害後遺障害保険金	旅行行程中にケガを被り、その直接の結果として、ケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度により傷害後遺障害保険金額×後遺障害等級表に掲げる割合(4%～100%)をお支払いします。 ※後遺障害とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害にいたったもの、または身体の一部の欠損をいいます。
疾病死亡保険金	病気によって死亡し、その死亡が以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ① 責任期間中に死亡した場合 ② 責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後 72 時間以内に発病した病気で、責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合(責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始し、かつその後も治療を継続していた場合に限り) ③ 責任期間中に感染した特定の感染症を直接の原因として責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合
賠償責任保険金	旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。ただし、1 回の保険事故につき、賠償責任保険金額を限度とします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
	なお、賠償金額の決定には事前に当社の承認が必要となりますのでご相談ください。
治療費用保険金 救援費用保険金	＜治療費用＞ 被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が実際に支出した治療費用※で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ① 責任期間中にケガを被り、その直接の結果として、医師の治療を要した場合 ② 責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後 72 時間以内に発病した病気を直接の原因として、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ③ 責任期間中に感染した特定の感染症を直接の原因として、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合 ただし、①の場合はケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内、②③の場合は治療を開始した日からその日を含めて 180 日以内に要した費用に限ります。 ＜救援費用＞ 被保険者が以下の④～⑨のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が実際に支出した救援費用※で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ④ 責任期間中に被ったケガまたは責任期間中に発病した病気を直接の結果として、継続して 3 日以上入院した場合（病気は、責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります） ⑤ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ⑥ 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ⑦ 責任期間中に被ったケガまたは行った自殺行為を直接の原因として、ケガの原因となった事故の発生の日または行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⑧ 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 ⑨ 責任期間中に発病した病気を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始し、その後も治療を継続していた場合に限ります） ただし、1 回の保険事故につき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ※ 主に対象となる治療費用または救援費用は以下のとおりです。 (1)治療費用、入院費、通院交通費など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
	(2)入院に関わる諸費用(身の回り品購入費用は 5 万円、その他通信費用と合計で 20 万円を限度とします) (3)旅行行程に復帰するための交通費など (4)捜索救助費用 (5)航空運賃など交通費(救援者 3 名分を限度とします) (6)宿泊費用(救援者 3 名分、かつ 1 名につき 14 日分を限度とします) (7)現地からの移転費 (8)遺体処理費用(100 万円を限度とします) (9)遺体輸送費用 (10)諸雑費(20 万円を限度とし、(2)の費用は除きます)
携行品損害保険金	旅行行程中に生じた偶然な事故により、保険の対象(被保険者が所有する物または旅行行程開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物)が損害を受けた場合、保険の対象 1 つ(1 個、1 組または 1 対)あたり 10 万円(旅券、乗車券などは合計 5 万円)を限度として、時価額または修繕しうる場合は修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額を保険期間中の限度とします。
航空機寄託手荷物遅延等費用	被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後 6 時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合、航空機の目的地到着後 96 時間以内に目的地で負担した衣類・生活必需品・身の回り品の購入または貸与を受けたときの費用をお支払いします。ただし、1 回の事故につき、10 万円を限度とし、寄託した手荷物が被保険者のもとに到着した以降に負担した費用はお支払いしません。
航空機遅延費用等保険金	責任期間中に被保険者が以下の①、②のいずれかに該当したことにより、実際に支出したホテル客室料、食事代、交通費などの費用で社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ① 乗客として搭乗予定の航空機の 6 時間以上の出発遅延、欠航、運休、または、被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により出発予定時刻から 6 時間以内に代替機が利用できない場合 ② 搭乗した航空機の到着遅延などにより乗継地から出発する搭乗予定の航空機に搭乗できず乗継地への到着予定時刻から 6 時間以内に代替となる他の航空機が利用できない場合 ただし、1 回の事故につき、2 万円を限度とします。
旅行中の事故による緊急費用保険金	責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余儀なくされた以下の①～③の費用について保険期間を通じて旅行中緊急費用保険金額を限度にお支払いします。 ① 交通費、宿泊施設の客室料、国際電話料など通信費 ② 食事代(乗客として搭乗予定の航空機の 6 時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能の場合または乗客として搭乗した航空機の着陸地変更の場合で、出発

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
	地または乗継地において代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります。ただし、旅行中緊急費用保険金額の10%を保険期間の限度とします) ③ 身の回り品購入費(乗客として搭乗する航空機到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で航空機の目的地到着後96時間以内に目的地で負担した費用に限ります。ただし、旅行中緊急費用保険金額の2倍を保険期間の限度とします。)
キャンセル費用保険金 (航空券等補償型)	被保険者が保険責任期間中に生じた以下のいずれかの事由により、旅行サービスについて搭乗を取りやめ、被保険者がその費用(取消料・違約料など)を負担した場合に、その費用に対し保険契約証記載の保険金支払割合を乗じた金額をキャンセル費用保険金としてお支払いします(保険契約証記載のキャンセル費用保険金額を限度とします)。なお、被保険者などが旅行サービスに搭乗する前にキャンセル事由が発生した場合に限ります。 ・被保険者などが空港や駅に向かうために利用する交通機関のうち、運行時間が定められているものに運休・欠航または1時間を超える遅延が発生した場合 ・被保険者などが空港や駅に向かうために自動車など(原動機付自転車を含みます)を運転している間または乗車している間にその自動車などに対人・対物の交通事故が発生した場合や、被保険者などが使用する自動車などが故障し自力走行不能となった場合 ・被保険者などに対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が寄せられた場合 ・被保険者などのペット(犬もしくは猫)が死亡または危篤になった場合や、傷病により獣医師の診察を受け動物病院で手術を受けたまたはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合(盲導犬・聴導犬・介助犬などの身体障害者補助犬も含みます。) ・被保険者などが搭乗日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合 ・旅行サービスの目的地(被保険者などが旅行サービスにおいて訪問を予定している場所をいいます。)において被保険者などが参加予定のイベントが搭乗日(搭乗日が複数ある場合は、搭乗日ごとに適用します。)までに中止されたまたは開催日時が変更された場合。ただし、中止または開催日時の変更の発表までに事前にイベントの入場券などを取得または確定予約(イベントへの参加を確定させる予約をいい、仮予約や抽選申込などは含みません。)していたとき、かつ、その入場券などの有効期間内に行われるイベントがすべて中止されたまたは開催日時が変更されたときに限ります。 ・被保険者などの妊娠の判明または被保険者などが出産、早産もしくは流産(切迫早産および切迫流産を含む)した場合 ・被保険者と同行者との間で離婚が発生した場合 ・被保険者などの勤務する会社が倒産した場合 ※「旅行サービス」とは、保険契約証記載の航空券などに関するサービスをいいます。 ※「被保険者など」とは、被保険者または同行者をいいます。

注 1. 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

注 2. 「旅行行程」とは、保険証券(保険契約証)記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。すでに居住を出発して日本から出国手続きを完了されるまでの間にお申し込みを完了された場合、保険証券(保険契約証)に記載された日時が旅行行程の開始となります。

注 3 「責任期間」とは、保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

注 4. 「特定の感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類から四類の感染症、

指定感染症（政令により一類から三類の感染症と同程度の措置が講じられる場合に限ります。）をいいます。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

以下に掲げる事由によって生じたケガ・損害・病気に対しては保険金をお支払いいたしません。詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。） ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑩ 危険な運動などを行っている間に生じたケガ
傷害後遺障害保険金	傷害死亡保険金の①～⑩のほか、 ・被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などの症状で医学的他覚所見のないもの
疾病死亡保険金	傷害死亡保険金の①、②、⑦～⑨のほか、 ・被保険者が被ったケガに起因する病気 ・被保険者の妊娠・出産・早産または流産に起因する病気 ・被保険者の歯科疾病 ・山岳登山を行っている間に発病した高山病
治療・救援費用保険金	傷害死亡保険金の⑦～⑩のほか ・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為（被保険者の自殺行為でその行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、救援者費用部分はお支払いの対象になります） ・被保険者による無失格運転・酒気帯び運転（事故の発生の日から 180 日以内に死亡した場合、救援費用部分はお支払いの対象になります） ・被保険者の妊娠・出産・早産または流産に起因する病気（責任期間中に死亡したときは、救援者費用部分はお支払いの対象になります） ・被保険者の歯科疾病

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
	・山岳登山を行っている間に発病した高山病 ※旅行行程前に原因が発生した病気による「治療費用」のお支払いはできません。ただし、「救援費用」で保険金をお支払いできる場合があります。
賠償責任保険金	傷害死亡保険金の⑧、⑨のほか ・保険契約者または被保険者の故意 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶（原動力が専ら人力であるもの・ヨット・水上オートバイはお支払いの対象となります）・車両（原動力が専ら人力であるもの・ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルはお支払いの対象となります） ・銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
携行品損害保険金	傷害死亡保険金の①、③、⑧、⑨のほか ・携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・かび・変色・虫食いなど ・携行品の機能に支障をきたさない外観の損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故または機械的事故 ＜対象に含まれない主な物＞ 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、通帳、現金自動支払機用カード、クレジットカード、稿本、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、自動車など（付属品を含みます）、被保険者が山岳登山・ハンググライダー搭乗などを行っている間のその運動用具、ウインドサーフィン・サーフィンなどを行うための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物および植物、商品・製品など、業務用設備・什器など、データ・ソフトウェア・プログラムなどの無体物 など
航空機寄託手荷物遅延等費用 / 航空機遅延費用等保険金	傷害死亡保険金の①、⑧、⑨のほか ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
旅行中の事故による緊急費用保険金	傷害死亡保険金の①、②、③、⑦～⑩のほか ・被保険者の妊娠・出産・早産・流産もしくはこれらに起因する病気の発病 ・被保険者の歯科疾病の発病または症状の悪化 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・運航時刻が定められてない交通機関の遅延、欠航、運休 ・保険料領収前または責任期間開始前の原因

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
キャンセル費用保険金 (航空券等補償型)	傷害死亡保険金の⑧、⑨のほか ・保険加入者、被保険者または同行者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・被保険者または同行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被保険者または同行者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ・被保険者または同行者に対する刑の執行 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・旅行サービスを提供する運送機関があらかじめ定める搭乗基準などを満たさず搭乗できなかった場合 ・キャンセルする理由が保険契約前に発生していた場合 ・自己都合や社会情勢への不安を理由としたキャンセルの場合 など ※上記の他、旅行サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた費用についてはお支払いの対象となりません

(注)危険な運動などとは:

- ・山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除く。)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービルなどによる競技、競争、興行、試運転

3. 保険金請求に必要な書類

保険金請求に必要な書類とは、当社が保険金をお支払いするために必要な確認を行うための書類となります。お支払いする補償項目によって、必要な書類が異なりますので、お客さまに準備いただく書類は、担当者よりご案内します。また、一部の書類は省略できる場合があります。

保険金請求の意思確認または保険金請求権があることを確認するために必要な書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、住民票など
事故原因または事故状況の確認のために必要な書類	交通事故証明書など
損害の範囲、損害の額またはケガの程度を確認するために必要な書類	修理見積書、被害物の写真、領収書、医師の診断書または死亡診断書(死体検案書)、診療報酬明細書、通院交通費明細書、休業損害証明書など

公の機関や関係先への調査のために必要書類	同意書など
被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類	示談書・損害賠償に関する承諾書（示談が成立している場合）、判決、和解調書、被保険者が賠償金を負担した場合はそのお支払いを証明する書類など

4. 保険金のお支払い時期

保険金の請求に必要なすべての書類が保険会社に提出された日からその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするための必要な事項を確認し、保険金をお支払いします。ただし、公的機関・医療機関などへの特別な照会または調査などが必要な場合、30 日を超過することがあります。その際は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を当社から通知します。また、保険金の支払期限を超えてお支払いすることとなった（遅滞となった）場合、保険金に加えて支払期限から支払日までの日数に応じ、法定利率にもとづく遅延利息をお支払いします。

なお、当社が必要な調査を行う際、保険契約者、被保険者、保険金を受取る方が正当な理由なく調査を妨げたり、協力しなかったことにより、保険金支払いが遅延した期間は、支払期限を定めた日数には算入しません。

＜特別な照会または調査が必要な場合の延伸日数＞

① 警察、検察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会が不可欠な場合	180 日
② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定などの結果の照会が不可欠な場合	90 日
③ 後遺障害の内容・程度を確認するため、医療機関による診断、専門機関による審査などの結果の照会が不可欠な場合	120 日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が不可欠な場合	60 日
⑤ 日本国外における調査が不可欠な場合	180 日

5. 補償重複について

同一の補償目的を有する他の保険契約などがある場合、以下の取扱いになります。また、他の保険契約などがある場合、担当者へお知らせください。

(1) 保険金は当社が支払責任額の全額をお支払いします。

今回の事故による損害は、それぞれの保険会社などで分担してお支払いせず、当社のご契約に基づいてお支払いができる支払責任額の全額をお支払いします。保険金をお支払いした後、当社から他の保険会社に対し分担額を請求します。したがって、お支払いする保険金で損害額の全額が満たされる場合、他の保険会社などへの保険金請求手続きは不要です。

(2) 次の場合、他の保険会社などへ保険金請求手続きをお願いします。

- 当社のご契約による保険金だけでは損害額に満たない場合
- 他社の保険契約などに、当社ではお支払いすることができない固有の補償(費用保険金など)がある場合

(3) ご注意事項

当社のみに保険金をご請求される場合、当社と他の保険会社などの両方にご請求される場合のいずれであっても、保険契約で定められた保険金額を超えて(重複して)お支払いを受けることはできません。二重支払いとなった場合、お支払いした保険金について返還を請求することがあります。

(4) お客さま情報の第三者提供・取得について

他の保険契約など(共済契約などを含む)がある場合、その保険契約などの損害保険会社・共済などに対して、当社の負担部分を超える額を請求するために必要な情報(支払責任額など契約の内容、損害額など事故に関する情報、支払保険金などに関する情報)を、当社とその損害保険会社・共済などの間で取得、利用、提供します。

6. 損害賠償請求権者(被害者)の先取特権について

被保険者に破産手続き開始の決定があった場合などに、損害賠償請求権者(被害者)は損害賠償保険金から他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有するという規定があります。被保険者が当社に対して請求できる金額は、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払った限度または損害賠償請求権者の承諾があった限度に制限されます。

7. 代理人請求制度について

被保険者が保険金を自ら請求できない事情があり、決められた被保険者の代理人がいない場合は、当社の承認を得たうえで、所定の代理人が保険金を請求することができます。